

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け輸出注意事項 6 2 第 1 1 号）

改 正 後				現 行			
1 輸出の許可				1 輸出の許可			
1－1 輸出の許可				1－1 輸出の許可			
（7）輸出令別表第 1 の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可				（7）輸出令別表第 1 の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可			
（イ）輸出令別表第 1 の解釈				（イ）輸出令別表第 1 の解釈			
（略）				（略）			
輸出令 別表第 1 の項	輸出令別表第 1 中 解釈を要する語	解 釈		輸出令 別表第 1 の項	輸出令別表第 1 中 解釈を要する語	解 釈	
1	（略）			1	（略）		
2	（略）			2	（略）		
3	（略）			3	（略）		
	内容物	当該装置で製造、処理、消費、収容、貯蔵又は移送する化学物質（混合物を含む。）をいう。			内容物	当該装置で制御又は誘導する化学物質（混合物を含む。）をいう。	
	（略）				（略）		
3 の 2	（略）			3 の 2	（略）		
	クロスフローろ過 用の装置	（略）			クロスフローろ過 用の装置	（略）	
			（略）				（略）
	貨物等省令第 2 条 の 2 第 2 項第四号 中の医療用途の血 液ろ過	例えば、血液透析や血漿交換をいう。			（新設）	（新設）	
	（略）				（略）		
4	（略）			4	（略）		

5	(略)	(略)
	貨物等省令第4条 第三号のラミネート	(略)
	(削る)	(削る)
	貨物等省令第4条 第四号中の <u>一次サーボ位置決め</u>	コンピュータプログラムの指示により、 <u>被加工物</u> がある空間において、所要の加工を行うためヘッドの位置を正しい位置及び <u>方向で位置決め</u> することをいう。
	(略)	(略)
	貨物等省令第4条 第四号ハ中の三次元的に織ることができる織機又はインターレーシングマシン	(略)
	<u>貨物等省令第4条 第四号ニ(二)2中のレーザー駆動の化学気相成長</u>	<u>レーザーをエネルギー源として使用することで繊維の自立成長をもたらすものをいう。</u>
	(略)	(略)
	(削る)	(削る)
	(略)	(略)
	拡散接合	(略)

5	(略)	(略)
	貨物等省令第4条 第三号のラミネート	(略)
	<u>部分品 附属品</u>	<u>他の用途に用いることができるものを除く。</u>
	貨物等省令第4条 第四号中の <u>サーボ制御</u>	コンピュータプログラムの指示により、 <u>ワーク</u> がある空間において、所要の加工を行うためヘッドの位置を正しい位置及び <u>方向に制御</u> することをいう。
	(略)	(略)
	貨物等省令第4条 第四号ハ中の三次元的に織ることができる織機又はインターレーシングマシン	(略)
	(新設)	(新設)
	(略)	(略)
	<u>貨物等省令第4条 第七号イ、ロの合金</u>	<u>板、棒、シート、塊、条、管、線、ペレット及び粒の形状であって、加工されるものをいう。</u>
	(略)	(略)
	拡散接合	(略)

貨物等省令第4条 第六号の二中のエ ネルギー材料	所定の用途に必要なエネルギーを放出するために化学反 応を起こす物質又は混合物をいう。爆発物、火工品及び 推進薬は、エネルギー材料の下位分類である。	
ニッケル合金 チタン合金 ニオブ合金 アルミニウム合金 マグネシウム合金	(略)	
貨物等省令第4条 第七号イ、ロの合 金	板、棒、シート、塊、条、管、線、ペレット及び粒の形 状であって、加工されるものをいう。	
(略)	(略)	
耐火性のある金属 又はその合金	(略)	
部分品 附属品		他の用途に用いることがで きるものを除く。
(略)	(略)	
(略)		
(略)	(略)	
合計処理性能（T P P）	(略)	
貨物等省令第6条 第一号ヨ（二）中 の性能密度	合計処理性能（T P P）を適用ダイ面積で除した値をい う。 適用ダイ面積は平方ミリメ ートル単位で測定され、非 平面トランジスタ構造を採 用したプロセスノードで製	

	(新設)	(新設)	
	ニッケル合金 チタン合金 ニオブ合金 アルミニウム合金 マグネシウム合金	(略)	
	(新設)	(新設)	
	(略)	(略)	
	耐火性のある金属 又はその合金	(略)	
	(新設)		(新設)
	(略)	(略)	
6	(略)		
7	(略)	(略)	
	合計処理性能（T P P）	(略)	
	(新設)	(新設)	
		(新設)	

		<u>造されたロジックダイの全ダイ面積を含む。</u>					
<u>貨物等省令第6条第一号ヨ（二）中のデータセンター</u>	<u>情報技術及びネットワーク通信機器の集中的な収容、相互接続及び運用を目的とした構造物又は構造物の集合体であって、データの保存、処理、又は伝送サービスを提供し、電力分配及び環境制御のための全ての設備及びインフラを備えたものをいう。</u>			(新設)	(新設)		
(略)	(略)			(略)	(略)		
アブソリュートエンコーダ	(略)			アブソリュートエンコーダ	(略)		
<u>貨物等省令第6条第八号中の精度</u>	<u>一般に不正確さとして測定され、採用される標準又は真値に対する表示値の正又は負の最大偏差をいう。</u>			(新設)	(新設)		
(略)	(略)			(略)	(略)		
貨物等省令第6条第八号の三中の半導体モジュール	(略)			貨物等省令第6条第八号の三中の半導体モジュール	(略)		
<u>貨物等省令第6条第八号の三中のエネルギー変換</u>	<u>ある形態のエネルギーを別の形態のエネルギーに変換する過程をいう。</u>			(新設)	(新設)		
(略)	(略)			(略)	(略)		
<u>リアルタイムオシロスコープ</u>		(略)		<u>サンプリングオシロスコープ</u>		(略)	
上限三デシベル周波数	<u>リアルタイムオシロスコープの仕様の3デシベル帯域幅又は可変帯域幅ウィンドウ（使用者が定義可能な中心周波数又はスパンを持つバンドパスフィルタをいう。）の周波数範囲の最大上限値のうち大きい方をいう。</u>			上限三デシベル周波数	<u>サンプリングオシロスコープの仕様の3デシベル帯域幅又は可変帯域幅ウィンドウ（使用者が定義可能な中心周波数又はスパンを持つバンドパスフィルタをいう。）の周波数範囲の最大上限値のうち大きい方をいう。</u>		

貨物等省令第6条 第十号中のアナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、電子組立品又は装置	アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、電子組立品又は装置については、以下のとおりとする。 イ nビットの分解能とは、2 nレベルに相当する量子化能力をいう。 ロ ADCの分解能は、測定したアナログ入力を表すADCのデジタル出力のビット数に等しい。有効ビット数（ENOB）はADCの分解能を決定するに当たり、使用しない。 ハ インターリーブ型でない複数のチャンネルを有するモジュール、電子組立品又は装置については、そのサンプルレートは複数のチャンネルを集合させたものではなく、1つのチャンネルのうち最大のものをいう。 ニ インターリーブ型のチャンネルを有する複数のチャンネルを有するモジュール、電子組立品又は装置のサンプルレートは、インターリーブに係る全てのチャンネルのサンプルレートを集合させた最大のレートをいう。 （判定方法） 複数のチャンネルを有するものは、一つのチャンネルで実現できる最も性能の高いチャンネルで判定する。 （判定条項の参照先） <u>リアルタイムオシロスコープ</u>、デジタル方式の記録装置、スペクトラムアナライザ、信号発生器、ネットワークアナライザ及びマイクロ波用試験受信機は、それぞれ貨物等省令第6条第九号、第十一号から第十五号までの規定に基づいて判定するものとする。
（略）	（略）

貨物等省令第6条 第十号中のアナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、電子組立品又は装置	アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、電子組立品又は装置については、以下のとおりとする。 イ nビットの分解能とは、2 nレベルに相当する量子化能力をいう。 ロ ADCの分解能は、測定したアナログ入力を表すADCのデジタル出力のビット数に等しい。有効ビット数（ENOB）はADCの分解能を決定するに当たり、使用しない。 ハ インターリーブ型でない複数のチャンネルを有するモジュール、電子組立品又は装置については、そのサンプルレートは複数のチャンネルを集合させたものではなく、1つのチャンネルのうち最大のものをいう。 ニ インターリーブ型のチャンネルを有する複数のチャンネルを有するモジュール、電子組立品又は装置のサンプルレートは、インターリーブに係る全てのチャンネルのサンプルレートを集合させた最大のレートをいう。 （判定方法） 複数のチャンネルを有するものは、一つのチャンネルで実現できる最も性能の高いチャンネルで判定する。 （判定条項の参照先） <u>サンプリングオシロスコープ</u>、デジタル方式の記録装置、スペクトラムアナライザ、信号発生器、ネットワークアナライザ及びマイクロ波用試験受信機は、それぞれ貨物等省令第6条第九号、第十一号から第十五号までの規定に基づいて判定するものとする。
（略）	（略）

	(削る)		(削る)
	(略)	(略)	
	(削る)	(削る)	
	(削る)	(削る)	
	(略)	(略)	
	貨物等省令第6条 第二十二号及び第 二十三号中の基板 を含む材料	(略)	
	<u>部分品</u> <u>附属品</u>		<u>他の用途に用いることがで きるものを除く。</u>
	(略)	(略)	
8	(略)	(略)	
	(削る)		(削る)
	(略)	(略)	
	貨物等省令第7条 第七号中の電子計 算機	(略)	
	<u>部分品</u>		<u>他の用途に用いることがで きるものを除く。</u>
	(略)	(略)	
9	(略)		

<u>部分品</u> <u>附属品</u>		<u>他の用途に用いることがで きるものを除く。</u>	
(略)	(略)		
<u>貨物等省令第6条 第二十号中の有機 金属化合物又は有 機化合物</u>	<u>アルミニウム、ガリウム、インジウム、^{りん}、^ひ燐、砒素又はアン チモンが、分子の有機部分の炭素と直接に結合している化 合物をいう。</u>		
<u>純度</u>	<u>アルミニウム、ガリウム、インジウム、^{りん}、^ひ燐、砒素又はアン チモン成分の純度をいう。</u>		
(略)	(略)		
貨物等省令第6条 第二十二号及び第 二十三号中の基板 を含む材料	(略)		
(新設)		(新設)	
(略)	(略)		
8	(略)	(略)	
	<u>部分品</u>		<u>他の用途に用いることがで きるものを除く。</u>
	(略)	(略)	
	貨物等省令第7条 第七号中の電子計 算機	(略)	
	(新設)		(新設)
	(略)	(略)	
9	(略)		

10	(略)	(略)	
	<u>貨物等省令第9条第七号中のセンサー用の光ファイバー</u>	(削る)	
			(略)
	(略)	(略)	
10	センサー用の光ファイバー	<u>音響、温度、加速度、電磁気若しくは放射線に対して感度を有するように、組成的若しくは構造的に特別に製造された又はコーティングによって改造されたものをいう。</u>	
			(略)
	(略)	(略)	
	貨物等省令第9条第十号イ（六）2に該当する波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器	産業用レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するものを除く。 イ (略) ロ <u>削除</u> ハ <u>削除</u> ニ <u>削除</u>	産業用レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するものを除く。 イ (略) ロ <u>定格出力が1.0キロワット超1.6キロワット以下のものであって、</u> <u>ビームパラメータ積が</u> <u>1.25ミリメートル・ミリラジアン超のもの</u> ハ <u>定格出力が1.6キロワット超2.5キロワット以下のものであって、</u> <u>ビームパラメータ積が</u> <u>1.7ミリメートル・ミリラジアン超のもの</u> ニ <u>定格出力が2.5キロワット超3.3キロワット以下のものであって、</u> <u>ビームパラメータ積が</u> <u>2.5ミリメートル・ミリラジアン超のもの</u>

		ホ <u>定格出力が3キロワット超12キロワット以下</u>のものであって、<u>ビームパラメータ積が3.2ミリメートル・ミリラジアン超のもの</u> ヘ (略) ト (略) チ <u>定格出力が12キロワット超20キロワット以下</u>のものであって、<u>ビームパラメータ積が3.9ミリメートル・ミリラジアンを超えるもの</u> リ <u>定格出力が20キロワット超40キロワット以下</u>のものであって、<u>ビームパラメータ積が5ミリメートル・ミリラジアンを超えるもの</u>
	貨物等省令第9条第十号イ（六） <u>及びハ（三）中の総重量</u>	（略）
	（略）	（略）
11	（削る）	（削る）
		ホ <u>定格出力が3.3キロワット超6.0キロワット以下</u>のものであって、<u>ビームパラメータ積が3.5ミリメートル・ミリラジアン超のもの</u> ヘ (略) ト (略) チ <u>定格出力が6.0キロワット超8.0キロワット以下</u>のものであって、<u>ビームパラメータ積が12.0ミリメートル・ミリラジアンを超えるもの</u> リ <u>定格出力が8.0キロワット超10.0キロワット以下</u>のものであって、<u>ビームパラメータ積が24.0ミリメートル・ミリラジアンを超えるもの</u>
	貨物等省令第9条第十号イ（六） <u>中の総重量</u>	（略）
	（略）	（略）
11	<u>部分品</u>	<u>他の用途に用いることができるものを除く。</u>

	(略)	(略)
	試験装置、校正装置、心合わせ装置	(略)
	部分品	他の用途に用いることができるものを除く。
	(略)	(略)
1 2	(略)	
1 3	(略)	(略)
	(削る)	(削る)
	(略)	(略)
	非破壊検査技術	(略)
	部分品	他の用途に用いることができるものを除く。
	(略)	(略)
1 4	(略)	(略)
	(削る)	(削る)
	(略)	(略)
	貨物等省令第 1 3 条第 7 項又は第 8 項に掲げる貨物	(略)
	部分品 附属品	他の用途に用いることができるものを除く。
	(略)	(略)
1 5	(略)	

4 特例

	(略)	(略)
	試験装置、校正装置、心合わせ装置	(略)
	(新設)	(新設)
	(略)	(略)
1 2	(略)	
1 3	(略)	(略)
	部分品	他の用途に用いることができるものを除く。
	(略)	(略)
	非破壊検査技術	(略)
	(新設)	(新設)
	(略)	(略)
1 4	(略)	(略)
	部分品 附属品	他の用途に用いることができるものを除く。
	(略)	(略)
	貨物等省令第 1 3 条第 7 項又は第 8 項に掲げる貨物	(略)
	(新設)	(新設)
	(略)	(略)
1 5	(略)	

4 特例

4－1 （略）

4－1－1 （略）

4－1－2 輸出令第4条第1項第二号の解釈及び取扱い

（1）～（4）（略）

（5）輸出令第4条第1項第二号のホ及びヘに規定する貨物は、輸出令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づく無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。

（イ）同告示第一号1に規定する「本邦から輸出された貨物であって、本邦において修理、校正又は検査された後再輸出されるもの」とは、本邦から輸出した貨物を本邦において修理、校正又は検査（以下「修理等」という。）するために輸入し、修理等完了後当該貨物の本邦への輸出者に再輸出するものであって、修理等した貨物が本邦から輸出したときの仕様から変更のないものをいい、修理には1対1の交換を含むものとする。

なお、当該修理等が無償か有償かを問わないものとする。

（ロ）～（ワ）（略）

（略）

別表第1

輸出許可等事務の取扱区分

（略）

別紙

「い地域①」から「ぬ地域」までの各地域とは、それぞれの地域名の欄において丸印を付した項に該当する左欄に掲げる国・地域をいう。

国・地域	地域名	
	（略）	ぬ地域

4－1 （略）

4－1－1 （略）

4－1－2 輸出令第4条第1項第二号の解釈及び取扱い

（1）～（4）（略）

（5）輸出令第4条第1項第二号のホ及びヘに規定する貨物は、輸出令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づく無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。

（イ）同告示第一号1に規定する「本邦から輸出された貨物であって、本邦において修理された後再輸出されるもの」とは、本邦から輸出した貨物を本邦において修理するために輸入し、修理完了後当該貨物の本邦への輸出者に再輸出するものであって、修理した貨物が本邦から輸出したときの仕様から変更のないものをいい、修理には1対1の交換を含むものとする。

なお、当該修理が無償か有償かを問わないものとする。

（ロ）～（ワ）（略）

（略）

別表第1

輸出許可等事務の取扱区分

（略）

別紙

「い地域①」から「ぬ地域」までの各地域とは、それぞれの地域名の欄において丸印を付した項に該当する左欄に掲げる国・地域をいう。

国・地域	地域名	
	（略）	ぬ地域

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
カナダ	(略)	<u>○</u>	カナダ	(略)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
バングラデシュ	(略)	<u>○</u>	バングラデシュ	(略)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号）

改 正 後			現 行		
別紙1 外為令別表（貨物等省令を含む。）中解釈を要する語			別紙1 外為令別表（貨物等省令を含む。）中解釈を要する語		
外為令 別表の 項	外為令別表中解 釈を要する語	解 釈	外為令 別表の 項	外為令別表中解 釈を要する語	解 釈
1	(略)		1	(略)	
2	(略)		2	(略)	
3	(略)		3	(略)	
4	(略)		4	(略)	
5	(略)		5	(略)	
6	(略)		6	(略)	
7	(略)		7	(略)	
8	(略)		8	(略)	
9	(略)		9	(略)	
10	(略)		10	(略)	
11	(略)		11	(略)	
12	(略)		12	(略)	
13	(略)	(略)	13	(略)	(略)
	エンジン体積	(略)		エンジン体積	(略)
	<u>貨物等省令第25条第3項第六号イ</u>	<u>ファン圧力比又はバイパス比を制御するために、少なくとも2つのバイパス流間での気流の移動を可能にするものをいう。</u>		(新設)	(新設)

	<u>(一) 中の複数流ファンシステム</u>		<u>ファン修正回転数又は一次ノズル面積を用いてファン圧力比又はバイパス比を変更する方法によって行われるものは除く。</u>				(新設)
	<u>貨物等省令第25条第3項第六号イ</u> <u>(二) 3中の冷却ガス通路部品</u>		<u>漏れ流れ、軸受荷重制御用流れ又は防水流によって間接的に冷却される圧縮機部品は除く。</u>	(新設)			(新設)
	<u>貨物等省令第25条第3項第六号イ</u> <u>(二) 4中のタンデム又はスプリッタ動翼</u>	<u>静翼を挟まず、軸方向に2列以上の動翼列が配置された形態のものをいう。翼は、各列の前縁面が最初の列の軸方向のコード長の25%以上ずれて配置されている場合にスプリッタ動翼と見なされる。</u>		(新設)	(新設)		
	<u>貨物等省令第25条第3項第六号イ</u> <u>(二) 5中の非軸対称形状を有するケーシング</u>	<u>ブレードチップにおいて周方向に不均一な間隔、不均一な形状又は不均一な向きを有する特徴（例えば、エンジン軸に平行なスロットの間隔が変化するもの）を含む。</u>	<u>組立てのために設計された特徴又はエンジン作動中に周方向に均一な形状をもたらすための機械的設計による特徴は含まない。</u>	(新設)	(新設)		(新設)
	<u>貨物等省令第25条第3項第六号ロ</u> <u>の計算パラメータ</u>	<u>計算パラメータに関する算出方法は下記の内容を条件として計算するものとする。</u> <u>イ エンジン空気取り入れ口から開始し、国際民間航空機関の標準大気、機体抽気ゼロ（例えば、安定性、始動、防水、客用抽気なし）、及び定常状態の空力設計点（ADP）（注1）における海面静圧条件で実施する。指定された作動点における通常のエンジン運転のための圧縮</u>		(新設)	(新設)		

	<u>機抽気及び定常状態の抽出力（例えばタービン冷却）は含まれる。</u> <u>注1：圧縮機流路設計における修正条件（質量流量、圧力比、回転数）をいう（例えば、最適効率点又は最適入射角点）。当該空力設計点（ADP）は、航空ガスタービンエンジンの空力設計点（ADP）と一致する場合や、上昇、巡航、離陸等の作動線上の特定条件と一致する場合がある。</u> <u>ロ ファンバイパス流を連続的に提供する段は計算に含まない。</u> <u>ハ 動翼段ごとに値を個別に計算した後、同一軸回転数で作動する全ての圧縮機の段の平均値（すなわち、低圧、中圧、高圧の全ての圧縮機の段又は単一スプールエンジンの全ての圧縮機の段の平均値）を求める。</u> <u>二 代替段負荷は、平均等エントロピー仕事を動翼の機械的チップ周速の二乗で除し、標準大気温度をスプール入口全温度で除した値の比を乗じたものと定義する。個々の段負荷は段ごとに計算し、全段の平均値を負荷パラメータとして評価するものとする。</u> $Lp'_{alt} = \frac{T_{STD}}{T_{0spool}} \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N \frac{c_{p_i} T_{0i} (\pi_i^{(\gamma_i-1)/\gamma_i} - 1)}{U_i^2}$ <u>T_{STD}：国際民間航空機関の標準大気における標準日気温</u> <u>(K)</u> <u>T_{0spool}：スプール入口温度(K)</u> <u>N：段数</u> <u>T₀：段入口全温(K)</u>	
--	---	--

		<u>c_p : 温度関数としての定圧比熱容量 (J kg⁻¹ K⁻¹ or m² s⁻² K⁻¹)</u> <u>γ : 温度関数としての比熱比</u> <u>U : 動翼前縁の機械的チップ周速 (m/s)</u> <u>π : 段間全圧比</u> <u>ホ ポリトロピック効率は、全体の圧縮を等エントロピー効率が同一の無数の小さなステップに分割したものであり、パーセンテージで表される。</u> <u>ト スタビリティマージンは、ある一定の圧縮機入口修正質量流量における、設計作動線と、計算された圧縮機サージ点との差であり、作動線に対するパーセンテージで表される。</u>		
1 4	(略)		1 4	(略)
1 5	(略)	(略)	1 5	(略)
	貨物等省令第 2 7 条第 6 項第一号イ中の応力破断	(略)		貨物等省令第 2 7 条第 6 項第一号イ中の応力破断
	<u>貨物等省令第 2 7 条第 1 項第八号中の技術</u>	<u>関連するシステム、機器、部品の機能の発揮を可能にする一連の技術情報 (ライブラリデータを含む。) をいう。</u>		(新設)
	(略)	(略)		(略)

「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」（平成 24 年 4 月 2 日付け輸出注意事項 24 第 18 号）

改 正 後				現 行			
別表 1 (略)				別表 1 (略)			
別表 2 (略)				別表 2 (略)			
別表 2 の付表 1 及び付表 2 (略)				別表 2 の付表 1 及び付表 2 (略)			
別表 3 国及び地域区分の対照表				別表 3 国及び地域区分の対照表			
地域名 国・地域名		(略)	ぬ地域	地域名 国・地域名		(略)	ぬ地域
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
カナダ		(略)	○	カナダ		(略)	(新設)
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
バングラデシュ		(略)	○	バングラデシュ		(略)	(新設)
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
別表 4 提出書類一覧				別表 4 提出書類一覧			
3. 【技術（別表 2 に対応）】				3. 【技術（別表 2 に対応）】			
提出書類 T A～提出書類 T D 4 (略)				提出書類 T A～提出書類 T D 4 (略)			
提出書類 T E				提出書類 T E			
【武器のクレーム提供】				【武器のクレーム提供】			
番号	提出書類	通数	注意事項及び 記載要領	番号	提出書類	通数	注意事項及び 記載要領
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【武器のクレーム提供以外】

「武器のクレーム提供以外の個別案件」については、様々な取引形態が考えられますので、確定的にはお示しできませんが、以下に主な場合について、参考までに示します。これに該当しない取引については安全保障貿易審査課に問い合わせください。

以下 1. に該当する場合は、役務通達の別紙 3 及び提出書類通達の別記 1 を参照しつつ、以下に掲げる書類を提出してください。ただし、その他、必要に応じて追加して書類の提出を求めることがあります。（【 】内は提出書類通達別記 1 の参照箇所です。）

1. 防衛省・自衛隊を含む政府機関との契約に基づき武器技術を提供する場合

- ・役務取引許可申請書 2 通 役務通達別紙 3
- ・申請理由書（以下、1 通ずつ） 役務通達別紙 3
- ・契約書等の写し 【別記 1（イ）】

※防衛省等から需要者（製造企業、ライセンス元企業等）までの関係企業間全ての契約のつながりを示すもので、直接当該貨物の受け渡しに関与しない仲介企業、代理店等も含めて必要となります。

※契約の当事者、対象貨物、契約の目的及び送付先住所等の明示が必要です。特に指示がない限り、それ以外の部分については、記載内容の省略やマスキングをしても構いません。

例：契約書、注文書、注文請書、送付承諾書及び MOU (Memorandum Of Understanding) 等

- ・提供技術説明書（カタログ又は仕様書等の技術資料） 【別記 1（エ）】
- ・取引概要説明書 役務通達別紙 3
- ・需要者等の事業内容及び存在確認に資する資料 【別記 1（オ）】（需要者自身が発行した会社情報（署名が付されたものの写しに限る）、ホームページ、アニュアルレポート又は登記情報等）
- ・需要者等の誓約書の写し

※【別記 1（キ）】に準じて、①目的外使用しないこと、②第三者に移転しないこと、③目的終了後に返却又は破棄すること、の 3 要件が確認できるもの。ただし、別の書類において確認できる場合は不要となります。

- ・貨物の価格が分かる資料（契約書等で価格がわからない場合に必要）

【武器のクレーム提供以外】

「武器のクレーム提供以外の個別案件」については、様々な取引形態が考えられますので、確定的にはお示しできませんが、以下に主な場合について、参考までに示します。これに該当しない取引については安全保障貿易審査課に問い合わせください。

以下 1. に該当する場合は、役務通達の別紙第 3 及び提出書類通達の別記 1 を参照しつつ、以下に掲げる書類を提出してください。ただし、その他、必要に応じて追加して書類の提出を求めることがあります。（【 】内は提出書類通達別記 1 の参照箇所です。）

1. 防衛省・自衛隊を含む政府機関との契約に基づき武器技術を提供する場合

- ・役務取引許可申請書 2 通 役務通達別紙第 3
- ・申請理由書（以下、1 通ずつ） 役務通達別紙 3
- ・契約書等の写し 【別記 1（イ）】

※防衛省等から需要者（製造企業、ライセンス元企業等）までの関係企業間全ての契約のつながりを示すもので、直接当該貨物の受け渡しに関与しない仲介企業、代理店等も含めて必要となります。

※契約の当事者、対象貨物、契約の目的及び送付先住所等の明示が必要です。特に指示がない限り、それ以外の部分については、記載内容の省略やマスキングをしても構いません。

例：契約書、注文書、注文請書、送付承諾書及び MOU (Memorandum Of Understanding) 等

- ・提供技術説明書（カタログ又は仕様書等の技術資料） 【別記 1（エ）】
- ・取引概要説明書 役務通達別紙 3
- ・需要者等の事業内容及び存在確認に資する資料 【別記 1（オ）】（需要者自身が発行した会社情報（署名が付されたものの写しに限る）、ホームページ、アニュアルレポート又は登記情報等）
- ・需要者等の誓約書の写し

※【別記 1（キ）】に準じて、①目的外使用しないこと、②第三者に移転しないこと、③目的終了後に返却又は破棄すること、の 3 要件が確認できるもの。ただし、別の書類において確認できる場合は不要となります。

- ・貨物の価格が分かる資料（契約書等で価格がわからない場合に必要）

「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号）

改 正 後	現 行
Ⅱ 特別一般包括許可 1～3 （略） 4 特別一般包括許可の範囲 （1） （略） ①～③ （略） ④ 次のイ又はロいずれかに該当するもの イ 輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物の輸出（輸出令第4条第1項第3号ハに該当するものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの。ただし、外国ユーザーリスト（<u>令和7年9月29日付け20250922貿局第1号</u>）に掲載されている者が需要者である取引又は輸出令第4条第1項第3号イ、ロ又はニに該当するものを除く。 1）・2） （略） ロ・ハ （略） （2） （略） 5～10 （略） 11 特別一般包括許可の取り消し及び執行 （1）・（2） （略） （3） 一般包括許可、特別一般包括許可、<u>特定包括許可又は特別返品等包括許可</u>を受けた場合の一時失効 一般包括許可、特別一般包括許可、<u>特定包括許可又は特別返品等包括許可</u>を受けた	Ⅱ 特別一般包括許可 1～3 （略） 4 特別一般包括許可の範囲 （1） （略） ①～③ （略） ④ 次のイ又はロいずれかに該当するもの イ 輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物の輸出（輸出令第4条第1項第3号ハに該当するものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの。ただし、外国ユーザーリスト（<u>令和7年1月31日付け20250123貿局第1号</u>）に掲載されている者が需要者である取引又は輸出令第4条第1項第3号イ、ロ又はニに該当するものを除く。 1）・2） （略） ロ・ハ （略） （2） （略） 5～10 （略） 11 特別一般包括許可の取り消し及び執行 （1）・（2） （略） （3） 一般包括許可、特別一般包括許可、<u>特定包括許可</u>を受けた場合の一時失効 一般包括許可、特別一般包括許可、<u>特定包括許可</u>を受けた者がそれぞれの包括許可を適用できる貨物又は技術を一般包括許可<u>又は特定包括許可</u>によって輸出又は提

者がそれぞれの包括許可を適用できる貨物又は技術を一般包括許可、特定包括許可又は特別返品等包括許可によって輸出又は提供したときには、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、特別一般包括許可は失効していたものとみなす。

Ⅲ 特定包括許可

Ⅳ 特別返品等包括許可

1～10 (略)

1.1 特別返品等包括許可の取消及び失効

(1) 特別返品等包括許可を受けた者が法令又は許可の条件に違反したとき

経済産業大臣は、特別返品等包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。ただし、

「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出管理内部規程の取下げ届（様式5）の提出により、2（1）又は2（2）のいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該許可は失効するものとし、特別返品等包括許可を受けた者は、直ちに原許可証を返却しなければならない。

(2) 特別一般包括、特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた場合の一時失効

特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた者が特別返品等包括許可を適用できる貨物又は技術を特別一般包括若しくは特定包括許可によって輸出又は提供をしたときは、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、特別返品等包括許可は失効していたものとみなす。

V～VII (略)

VIII 申請書類の記載方法等

1 (略)

2 実績の報告等

(1) (略)

(2) 特別一般包括許可に係る実績報告（様式第17の3、様式第18、様式第18の2、様式第18の5）

供したときには、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、特別一般包括許可は失効していたものとみなす。

Ⅲ 特定包括許可

Ⅳ 特別返品等包括許可

1～10 (略)

1.1 特別返品等包括許可の取消及び失効

(1) 特別返品等包括許可を受けた者が法令又は許可の条件に違反したとき

経済産業大臣は、特別返品等包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。ただし、

「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出管理内部規程の取下げ届（様式5）の提出により、2（2）の要件を満たさなくなったときは、当該許可は失効するものとし、特別返品等包括許可を受けた者は、直ちに原許可証を返却しなければならない。

(2) 特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた場合の一時失効

特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた者が特別返品等包括許可を適用できる貨物又は技術を特定包括許可によって輸出又は提供をしたときは、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、特別返品等包括許可は失効していたものとみなす。

V～VII (略)

VIII 申請書類の記載方法等

1 (略)

2 実績の報告等

(1) (略)

(2) 特別一般包括許可に係る実績報告（様式第18、様式第18の2、様式第18の5）

(別表 1) ～ (別表 2) (略)

(別表 3)

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引	許可条件の適用
(1) ～ (8) (略)	(略)
(9) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に基づき輸出又は技術の提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出又は技術の提供時から少なくとも、 <u>輸出令別表第 1 の 1 から 4 までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の 1 から 4 までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合</u> は 7 年間、輸出令別表第 1 の 5 から 1 6 までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の 5 から 1 6 までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は 5 年間、返送に係る輸出の場合は 7 年間保存すること。	
(10) ～ (18) (略)	

(別表 4)

特別一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) ～ (6) (略)	(略)
(7) 特別一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、技術の提供時か	

(別表 1) ～ (別表 2) (略)

(別表 3)

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引	許可条件の適用
(1) ～ (8) (略)	(略)
(9) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に基づき輸出又は技術の提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出又は技術の提供時から少なくとも、 <u>輸出令別表第 1 の 2 から 4 までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の 2 から 4 までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合</u> は 7 年間、輸出令別表第 1 の 5 から 1 6 までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の 5 から 1 6 までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は 5 年間、返送に係る輸出の場合は 7 年間保存すること。	
(10) ～ (18) (略)	

(別表 4)

特別一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) ～ (6) (略)	(略)
(7) 特別一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、技術の提供時か	

ら少なくとも、<u>外為令別表の 1 から 4 までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は 7 年間、外為令別表の 5 から 1 6 までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は 5 年間、返送に係る技術の提供の場合は 7 年間保存すること。</u>		ら少なくとも、<u>外為令別表の 2 から 4 までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は 7 年間、外為令別表の 5 から 1 6 までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は 5 年間、返送に係る技術の提供の場合は 7 年間保存すること。</u>	
(8) (略) (9) 包括許可取扱要領Ⅱの 4 (2) ①に該当する特別一般包括役務取引に係る技術の提供のうち、輸出令別表第 3 に掲げる地域以外の外国において<u>輸出令別表第 1 の 1 から 1 5 の項までのいずれかに該当する貨物を製造するために用いられる外為令別表の 1 から 1 4 の項までのいずれかに該当する設計又は製造に係る技術の提供の年間 (暦年) の実績をその実績に係る年の翌年 1 月末日までに経済産業大臣に報告すること。なお、提供した実績がなくとも報告すること。</u> (10) ～ (18) (略) <u>(19) (11) の届出を行った場合、当該届出が受理された日から 14 日間、特別一般包括役務取引許可を用いて、当該取引を行わないこと (ただし、経済産業省から当該輸出又は取引について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。)</u>	(略) (略)	(8) (略) (9) 包括許可取扱要領Ⅱの 4 (2) ①に該当する特別一般包括役務取引に係る技術の提供のうち、輸出令別表第 3 に掲げる地域以外の外国において<u>輸出令別表第 1 の 2 から 1 5 の項までのいずれかに該当する貨物を製造するために用いられる外為令別表の 2 から 1 4 の項までのいずれかに該当する設計又は製造に係る技術の提供の年間 (暦年) の実績をその実績に係る年の翌年 1 月末日までに経済産業大臣に報告すること。</u> (10) ～ (18) (略) (新設)	(略) (略)

(別表 5) (略)

(別表 6) (略)

(別表 7)

特別返品等包括輸出・役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) ～ (5) (略)	(略)
(6) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅳの 2 若しくは 3 の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」(平成 17・02・23 貿局第 6 号・輸出注意事項 17 第 9 号)に定める輸出管理内部規程の取下げ届(様式 5)の提出により、 <u>2 (1) 又は 2 (2) いずれかの要件を満たさなくなったときは</u> 、当該許可は失効するものとし、特別返品等包括許可を受けた者は、直ちに原許可証を返却しなければならない。	
(7) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅳの 2 若しくは 3 の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」(平成 17・02・23 貿局第 6 号・輸出注	

(別表 5) (略)

(別表 6) (略)

(別表 7)

特別返品等包括輸出・役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) ～ (5) (略)	(略)
(6) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅳの 2 若しくは 3 の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」(平成 17・02・23 貿局第 6 号・輸出注意事項 17 第 9 号)に定める輸出管理内部規程の取下げ届(様式 5)の提出により、 <u>2 (1) の要件を満たさなくなったときは</u> は、当該許可は失効するものとし、特別返品等包括許可を受けた者は、直ちに原許可証を返却しなければならない。	
(7) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅳの 2 若しくは 3 の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」(平成 17・02・23 貿局第 6	

意事項 17 第 9 号)に定める輸出管理内部規程の取下げ届(様式 5)の提出により、2 (1)又は 2 (2)いずれかの要件を満たさないときは、当該許可は失効するものとし、特別返品等包括許可を受けた者は、直ちに原許可証を返却しなければならない。

号・輸出注意事項 17 第 9 号)に定める輸出管理内部規程の取下げ届(様式 5)の提出により、2 (1)の要件を満たさなくなったときは、当該許可は失効するものとし、特別返品等包括許可を受けた者は、直ちに原許可証を返却しなければならない。

[別表 A]
[1 の項] (略)
[2 の項]

仕向地 輸出令別表第 1 項番	い地域①	い地域②	ろ地域 (ち地域 及びり地 域を除 く。)	ち地域	り地域
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
輸出令別表第 1 の 2 の項 (12)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第 1 条第 14 号又は第 17 号に該当するもののうち、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—	<u>特定</u>
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

[3 の項] ～ [15 の項] (略)

[別表 B]
[1 の項] ～ [11 の項] (略)
[12 の項]

[別表 A]
[1 の項] (略)
[2 の項]

仕向地 輸出令別表第 1 項番	い地域①	い地域②	ろ地域 (ち地域 及びり地 域を除 く。)	ち地域	り地域
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
輸出令別表第 1 の 2 の項 (12)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第 1 条第 14 号又は第 17 号に該当するもののうち、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—	<u>二</u>
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

[3 の項] ～ [14 の項] (略)

[別表 B]
[1 の項] ～ [11 の項] (略)
[12 の項]

提供地 外為令別表項番	い地域①	と地域②	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の 12 の項(3)に掲げる技術であつて、貨物等省令第 24 条第 3 項に該当するもの	(略)	(略)	(略)
<u>外為令別表の 12 の項(4)に掲げる技術</u>	<u>特別一般</u> <u>一般</u>	<u>特別一般</u>	二

[1 3 の項] ～ [1 4 の項] (略)

[1 5 の項]

提供地 外為令別表項番	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表の 15 の項 <u>(1)～(6)</u> に掲げる技術	(略)	(略)	(略)

様式第 1 ～様式第 8 (略)

様式第 9 <別添 A－ 2 >参照

様式第 1 0 ～様式第 1 2 の 3 (略)

様式第 1 2 の 4 <別添 B－ 2 >参照

様式第 1 3 ～様式第 1 4 の 5 (略)

様式第 1 5 <別添 C－ 2 >参照

様式第 1 6 ～様式第 1 7 の 2 (略)

提供地 外為令別表項番	い地域①	と地域②	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の 12 の項(3)に掲げる技術であつて、貨物等省令第 24 条掲げる第 3 項に該当するもの	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

[1 3 の項] ～ [1 4 の項] (略)

[1 5 の項]

提供地 外為令別表項番	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表の 15 の項 <u>(1)又は(3)～(6)</u> に掲げる技術	(略)	(略)	(略)

様式第 1 ～様式第 8 (略)

様式第 9 <別添 A－ 1 >参照

様式第 1 0 ～様式第 1 2 の 3 (略)

様式第 1 2 － 4 <別添 B－ 1 >参照

様式第 1 3 ～様式第 1 4 の 5 (略)

様式第 1 5 <別添 C－ 1 >参照

様式第 1 6 ～様式第 1 7 の 2 (略)

様式第 1 7 の 3 <別添D－2>参照
様式第 1 8 ～ 2 4 （略）

様式第 1 7 の 3 <別添D－1>参照
様式第 1 8 ～ 2 4 （略）

様式第9

年 月 日

統括責任者等変更届

経済産業大臣 殿

提出者名
氏名又は
名称及び
代表者の氏名 _____
住 所 _____
電話番号（担当） _____

下記のとおり、特別返品等包括輸出・役務取引許可に関する当社の体制が変更となりましたので届出ます。

記

1. 届出の対象となる許可番号
2. 変更が生じた日
3. 新旧統括責任者／該非確認責任者／特別返品等包括許可に関する責任者／担当者
（旧統括責任者／該非確認責任者／特別返品等包括許可に関する責任者／担当者）

（新管理責任者／該非確認責任者／特別返品等包括許可に関する責任者／担当者）

様式第9

年 月 日

統括責任者等変更届

経済産業大臣 殿

提出者名
氏名又は
名称及び
代表者の氏名 _____
住 所 _____
電話番号（担当） _____

下記のとおり、特別返品等包括輸出・役務取引許可に関する当社の体制が変更となりましたので届出ます。

記

1. 届出の対象となる許可番号
2. 変更が生じた日
3. 新旧統括責任者／該非確認責任者／特別返品等包括許可に関する責任者／担当者
(旧統括責任者／該非確認責任者／特別返品等包括許可に関する責任者／担当者)

(新統括責任者／該非確認責任者／特別返品等包括許可に関する責任者／担当者)

<別添B－1>

様式第12の4

年 月 日

統括責任者等変更届

経済産業大臣 殿

提出者名

氏名又は名称

及び代表者の氏名

住 所

電話番号(担当)

下記のとおり、展示会等包括役務取引許可に関する当社の体制が変更となりましたので届出ます。

記

1. 届出の対象となる許可番号
2. 変更が生じた日
3. 新旧統括責任者／該非確認責任者／展示会等包括役務取引許可に関する担当者
(旧統括責任者／該非確認責任者／展示会等包括役務取引許可に関する担当者)

(新管理責任者／該非確認責任者／展示会等包括役務取引許可に関する担当者)

様式第12の4

年 月 日

統括責任者等変更届

経済産業大臣 殿

提出者名

氏名又は名称

及び代表者の氏名

住 所

電話番号（担当）

下記のとおり、展示会等包括役務取引許可に関する当社の体制が変更となりましたので届出ます。

記

1. 届出の対象となる許可番号

2. 変更が生じた日

3. 新旧統括責任者／該非確認責任者／展示会等包括役務取引許可に関する担当者
（旧統括責任者／該非確認責任者／展示会等包括役務取引許可に関する担当者）

（新統括責任者／該非確認責任者／展示会等包括役務取引許可に関する担当者）

様式第15

年 月 日

特別一般包括役務取引許可の設計・製造技術の提供に係る報告書
(報告の対象となる期間: 年 月 ~ 年 月)

経済産業大臣 殿

提出者
氏名又は名称及び代表者の氏名 _____
住所 _____
担当者(所属部署名) _____、(氏名) _____
電話番号(_____)、(内線) _____

下記のとおり報告します。

記

許可番号: _____

特別一般包括役務取引許可の設計・製造技術の提供

取引年月日	提供地(輸出令別表第3に掲げる地域を除く)	利用する者の名称	提供技術の概要	提供技術の該当項番	提供技術で製造される貨物の概要	提供技術で製造される貨物の該当項番

(注) 報告書は契約単位(ただし、記載内容が同一となる限りにおいて複数の契約をまとめて一つの欄に記載してもよい。)

様式第15

年 月 日

特別一般包括役務取引許可の設計・製造技術の提供に係る報告書
(報告の対象となる期間: 年 月 ~ 年 月)

経済産業大臣 殿

提出者
氏名又は名称及び代表者の氏名 _____
住所 _____
担当者(所属部署名) _____、(氏名) _____
電話番号(_____)、(内線) _____

下記のとおり報告します。

記

許可番号: _____

特別一般包括役務取引許可の設計・製造技術の提供

取引年月日	提供地(輸出令別表第3に掲げる地域を除く)	利用する者の名称	提供技術の概要	提供技術の該当項番	提供技術で製造される貨物の概要	提供技術で製造される貨物の該当項番

注(1) 報告書は契約単位(ただし、記載内容が同一となる限りにおいて複数の契約をまとめて一つの欄に記載してもよい。)
注(2) 提供した実績がない場合、表中にその旨を記載し、報告すること。

様式第17の3

年 月 日

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）／特別一般役務包括許可に係る実績報告書
（報告の対象となる期間： 年 月～ 年 月）

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

経済産業大臣 殿

提出者
氏名又は名称及び代表者の氏名
住所
担当者(所属部署名) 、(氏名)
電話番号（ ）(内線)

下記のとおり報告します。

記

仕向地 又は提 供地	貨物名（型 番・等級含 む）又は技 術名	メーカー 名又は提 供者名	数量 単位	価額又 は対価	総額	貨物（技 術）のH Sコード	需要者又 は利用す る者の名 称	需要者又は利 用する者の所 在地	需要等の概要 （貨物又は提供 する技術の使用 目的及び使用方 法等）	通常兵器の開発等 に用いられると判 断した理由	通関又は取引年月日

- 注（１）本様式に従って、提出者において、報告書を作成してください。
- （２）用紙の大きさは、A列3番（横書き）とします。
- （３）対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載してください。

(4) 同一の契約に係る輸出又は技術の提供が複数月に渡る場合は最初の輸出又は提供を行った日を基準にまとめて報告してください。

その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出又は取引がある場合は、契約に基づく見込みを記載してください。

(5) 「特別一般包括輸出・役務」と「特別一般包括役務」のうち、該当しない方を取消線で消してください。

(6) 「貨物のHS番号」欄には、貨物等省令第14条の2各号に掲げる関税率表の番号（技術にあつては、当該技術がどの貨物（関税率表の番号）に係る技術であるのか。分かる範囲において4桁から9桁までの番号。）を記載してください。

様式第17の3

年 月 日

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）／特別一般包括役務取引許可に係る実績報告書
（報告の対象となる期間： 年 月～ 年 月）

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

経済産業大臣 殿

提出者
氏名又は名称及び代表者の氏名
住所
担当者(所属部署名) 、(氏名)
電話番号（ ）(内線)

下記のとおり報告します。

記

仕向地 又は提 供地	貨物名（型 番・等級含 む）又は技 術名	メーカー 名又は提 供者名	数量 単位	価額又 は対価	総額	貨物（技 術）のH Sコード	需要者又 は利用す る者の名 称	需要者又は利 用する者の所 在地	需要等の概要 （貨物又は提供 する技術の使用 目的及び使用方 法等）	通常兵器の開発等 に用いられると判 断した理由	通関又は取引年月日

- 注（１）本様式に従って、提出者において、報告書を作成してください。
- （２）用紙の大きさは、A列3番（横書き）とします。
- （３）対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載してください。

(4) 同一の契約に係る輸出又は技術の提供が複数月に渡る場合は最初の輸出又は提供を行った日を基準にまとめて報告してください。

その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出又は提供がある場合は、契約に基づく見込みを記載してください。

(5) 「特別一般包括輸出・役務」と「特別一般包括役務」のうち、該当しない方を取消線で消してください。

(6) 「貨物のHS番号」欄には、貨物等省令第14条の2各号に掲げる関税率表の番号（技術にあつては、当該技術に係る貨物が該当する貨物等省令第14条の2各号に掲げる関税率表の番号。）を記載してください。

